

令和3年度モニター通信における意見及び回答②

意 見
【自然・環境・都市】動物保護について（要旨） 犬の飼育状況が劣悪なペットショップがあり、保護出来ないのかとの意見を市内の複数の方から聞きました。狭い檻にかなりの数の犬がおり、動物虐待だと思ふとのこと。令和元年は、昼間はシャッターが開いていましたが、昨年よりシャッターはほとんど閉ざされ、中の様子が良く分かりません。近隣にお住まいの方によると、時々犬の鳴き声がするそうです。暗い中で閉じ込められた状況は、保健所の保護施設よりも辛い状況かと想像します。 市の指導の元、保護団体と連携して保護が出来ないでしょうか？
回 答
貴重なご意見ありがとうございました。 犬の保護につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律により都道府県知事が措置又は勧告することができるとなっており、本市においては県熱海保健所が犬の保護も含めた指導等を実施することができます。 なお、衛生管理等が不十分なペットショップがあった場合には、その都度、県熱海保健所へ情報提供し、県熱海保健所において対応していただいているところです。 今回の件につきましても、本市から県熱海保健所へ情報提供し、県熱海保健所において対応するように依頼しました。 担当：環境課 環境政策係 電話 3 2 - 1 3 7 4